

令和 2 年千葉市教育委員会会議  
第 4 回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和2年千葉市教育委員会会議第4回定例会会議録

日時 令和2年4月15日(水)  
午後2時00分開会  
午後2時45分閉会  
場所 第一・第二会議室

出席委員 教 育 長 磯野 和美  
委 員 和田 麻理  
委 員 小西 朱見  
委 員 千葉 雅昭  
委 員 藤川 大祐  
委 員 竹田 賢

出席職員

教 育 次 長	大野 和広	教育改革推進課長	片見 悟史
教 育 総 務 部 長	松浦 良恵	教 育 指 導 課 長	鶴岡 克彦
学 校 教 育 部 長	山下 敦史	教 育 支 援 課 長	小田 將史
生 涯 学 習 部 長	佐々木敏春	保 健 体 育 課 長	阿部健一郎
中 央 図 書 館 長	安部 浩成	教 育 セ ン タ ー 所 長	石川 英明
千 葉 高 等 学 校 長	遠藤 明男	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	千葉 直敏
稲 毛 高 等 学 校 長	佐藤 啓之	生 涯 学 習 振 興 課 長	中島 千恵
総 務 課 長	山口美登里	文 化 財 課 長	佐久間仁央
企 画 課 長	山崎 二郎	保 健 体 育 課 担 当 課 長	山本 春樹
教 育 職 員 課 長	吉田 悦子	生 涯 学 習 振 興 課 担 当 課 長	小倉とも子
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 総 括 主 幹	渡邊 直子
学 校 施 設 課 長	森永 成	総 務 課 課 長 補 佐	志賀 二郎
学 事 課 長	栗和田 耕		

書 記 総務課総務班主査 金井 昌樹 総務課主任主事 小坂 由希  
総務課主任主事 松元 秀之

1 教育長職務代理者の指名報告

磯野教育長より、令和2年4月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長職務代理者に小西委員を指名したことが報告された。

2 出席職員の紹介

開会に先立ち、出席職員の紹介を行った。

3 開会

磯野教育長より開会を宣言

4 会議の成立

全委員の出席により会議成立

5 会議録署名人の指名

磯野教育長より竹田委員を指名

6 会期の決定

令和2年4月15日（1日間）とすることで全委員異議なく決定

7 議事日程の決定

議事日程を全委員異議なく決定

8 議事の概要

(1) 報告事項

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染防止対策について

山口総務課長より報告があった。

報告事項(2) 令和2年4月1日付け職員の人事の概要について

吉田教育職員課長より報告があった。

報告事項(3) 令和元年度末における市立高等学校の進路状況について

遠藤千葉高等学校長、佐藤稲毛高等学校長より報告があった。

(2) 臨時代理報告

報告第2号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

片見教育改革推進課長より報告があった。

報告第3号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

松永教育給与課長より報告があった。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染防止対策について

磯野教育長 報告事項(1)「新型コロナウイルス感染防止対策について」、  
総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、前回の会議  
以降にいろいろと動きがありましたので、その点について報告を

します。

まず、市立学校の一斉休校についてですが、4月3日に市内で3人の新型コロナウイルス感染者が確認され、クラスターの発生しやすい場所に出入りしたということが含まれていたため、市内での感染リスクを見極めるまでの間、休業期間を延長することに決定しました。(1)にありますとおり、4月12日までの休業ということを決めています。

さらに、4月6日に、市内での感染リスクは拡大しており、子どもたちの安全を最優先したいという意向もありまして、前記休業期間に引き続き、(2)にありますとおり、5月6日までの一斉休校を実施することを決定しました。

(3)についてですが、入学式については、現在のところ、期日は未定ですが、一斉休校の期間終了後に実施ということで、予定をしています。また、始業式も実施していないといったところがありましたので、健康状態の把握や、学習指導、それから、生活指導のための十分な感染症対策を取った上で、登校日を設けることとしました。登校日については、記載のとおりですが、4月13日から15日に、それぞれ分けまして、登校日を設定したところです。また、児童生徒の健康観察、それから、学習生活指導のために、4月22日から28日の間、小中学校において、それぞれの学校の状況に応じて、分散登校日を設けることとしました。

(4)の一斉休校期間における児童の受入れについて、小学校1年生から4年生及び特別支援学級の児童で、保護者が就労等により自宅待機が困難な場合、保護者のご希望により、通学校での受入れを実施しています。

次に、生涯学習施設の休館及び開館時間の変更について報告します。

まず、(1)ですが、千葉県における外出自粛要請を受けた対応としまして、4月2日に12日までの間、土曜、日曜を施設の休館とし、平日は閉館時刻を繰り上げることで、下記のように一度設定をしました。その後、4月7日に、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、政府より新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたことを受け、その趣旨を踏まえ、生涯学習施設を含むすべての施設を4月8日から、緊急事態宣言が解除されるまでの間、休館することとしました。

3の休校・休館等に伴う職員の勤務体制について報告申し上げ

げます。

まず、市立学校に勤務する教職員の勤務体制についてです。4月7日の政府による緊急事態宣言を受け、登校日及び学校内でなければ業務ができない場合を除き、4月10日から5月6日までの間、原則として在宅勤務を組み合わせた勤務体制とし、かつ、業務に必要な期間を除く期間については、4月8日から5月6日の間、職務専念義務の免除ということで、自宅待機をすることとしました。

次に、生涯学習施設における職員の勤務体制についてです。同様に、休館となった生涯学習施設に勤務する職員のうち、制度上又は職務の性質上、在宅勤務ができないといった職員について、4月11日から5月6日の間、職務専念義務の免除ということで、自宅待機をすることと決定しました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策についての報告は、以上になります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。大変な中のご対応で、状況の変わる中、このように様々な手を打っていただいて、感謝申し上げます。

2点、質問します。

1点目、子どもたちへの学習指導等なのですが、休校措置が設けられることは、こうやって報告いただいているのですが、私が市内の保護者の方からちらほら聞くところでは、学校が休みになってしまって、その間は、特に学校からの連絡等もあまりなく、先週までの、いわば春休み延長期間だからかもしれないのですが、教科書もまだこれからもらうような状況で、子どもたちの学習の支援であるとか、あるいは、学校の教員からの連絡であるとか、そのようなものは非常に少ない、大丈夫なのかということをおっしゃっています。

恐らく、今回の、今週の登校日以降、教科書も配布され、様々な策が学校で取られると思うのですが、教育委員会として、市内の学校ではこのような対応をしてほしいというような目安みたいなものがあるのかどうか、完全に学校任せになっているのかどうか、このあたりの休業期間中の子どもたちへの指導・支援の在り方について、伺えればと思います。

もう1点、お願いします。

3月の休校措置のときには、夏休みを1週間短くして、その間に、補充学習を行うということが発表されたと理解しています。今回、さらに長く休業期間が延長されているわけですが、これを補う期間が発表されていないように思うのですね。やはり、休業した分をどのように扱うのかということについては、皆さんご心配もあると思いますので、夏休み中に補充するのか、あるいは、土曜授業等も検討するのか、それ以外の何かを考えるのか、このことについて、できるだけ早い段階で方針を示してもらって、安心して子どもたちが休めるようにしていくということも必要かなと思います。この補充の措置について、検討状況はどうなっているのか、ぜひお知らせください。

以上です。

鶴岡教育指導課長 学習についてご説明します。

まず、委員がおっしゃるように、13日、14日、そして本日、登校日が設けられましたので、その際に、児童生徒に教科書を配布しました。そして、各学校から、課題の一覧、学習のワークシートや学習プリント等の課題を子どもたちに提供しました。

それに当たって教育委員会としては、課題一覧表のサンプル、そして、学習プリントのサンプルを各学校に提示して、このように配布してくださいということで、申し上げたところです。

その前段階において、インターネット環境が整っている家庭に限られてしまうのですが、文部科学省で出している学習コンテンツの事例や千葉市で作成したドリルパークを提供させてもらったという実態です。

以上です。

山下学校教育部長 今、藤川委員からありました、学校への連絡について、すべての学校に確認を取っているわけではありませんが、学校によっては家庭訪問、また、電話での連絡をしているところもあります。これについては、再度学校と連携を図りながら、どのような形で関わっていくかを確認していきたいと思います。

また、夏季休業中の見直しという部分で、以前、1週間前倒しということでお示しをしました。今後については、千葉市のみならず、近隣の市や県とも連携を図りながら、どのように対応するかということで、現在早急に検討しているところです。

以上です。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

ご参考までに、私が校長をしています千葉大学教育学部附属中学校では、毎日、平日は朝9時に、学校ホームページに担任や教科担当の教員から課題や情報などを掲載しまして、必ず朝9時にホームページを確認し、教員からのメッセージを読んだり、あるいは、課題に取り組んだりするようというので、日々きめ細かい指導をするようというので、対応させてもらっています。この程度であれば、おそらく市立の学校でも、ホームページが全く見られないご家庭には別途対応が必要でしょうけれども、対応できると思いますので、課題を山ほど渡してそのままというよりは、日々対応があった方がよいのかなと思いました。

また、夏季休業期間等についても、早めに発表するということも書かせてもらっており、3週間休んだら、おおむねその半分の1.5週くらいは夏休みを減らしますよという目安を示させてもらっています。ぜひ、具体的に保護者の方やお子さんたちが不安にならないような対応を引き続きご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

磯野教育長 ほかにどうでしょうか。

和田委員 今、藤川委員から、指導の仕方ということでご質問等ありましたけれども、子供たちが休業中に、一体、どのように過ごしたら良いかということも、おそらく指導がされているかと思います。テレビなどの報道でも、子どもが外で遊んでいることが、まるでいけないことのように言われてしまうような状況もありますので、子どもたちが休業中に、保護者の方も含めてですが、安心して過ごせるような、自信を持って過ごせるような指導をどのようにされているのか、教えてもらえればと思います。

小田教育支援課長 今週設けられました、月曜日から水曜日まで登校日に併せて、教育支援課からも、一斉休校中の生活についてということで、保護者向けのもの、それから、児童生徒向けのもの、それから、学校の教職員向けのものに、細やかなところで明文化しているものがあります。

具体で一例申しますと、三密を避けるために外出を控え、できるだけ自宅で過ごしてください。しかし、室内での運動を否定するものではなくて、その際は換気に十分気をつけてほしい旨や、また、屋外での散歩や運動による、心身の健康保持が、長い休業期間となるとどうしても子どもたちに必要になってくるかと思えますので、その際は、密集・密接を避けて、そのような活動を

行ってくださいというような旨のもので、出したところでは、

以上です。

山下学校教育部長 付け足しまして、繁華街等について、教育支援課とサポートセンターと連携を図りながら、パトロールを行っているところです。また、保健体育課で、簡単なストレッチや運動についての動画を、先日アップしました。7分間程度ですので、そのような部分での活用、また、今後、先ほど藤川委員からもありました、YouTubeを活用した学習の提供などもしていきたいと思っています。

以上です。

和田委員 もう1点なのですが、このようなときだからこそ、家庭内での問題がより強く出てくる時期なのかなと思います。ただ、逆に言うと、これをきっかけに、公的な扶助や、行政のサポート、教育委員会のサポートが受けられるような状況になる場合もあると思いますので、そのあたりのこと、きめ細かく見ていただけるようお願いしたいと思います。要望です。お願いします。

磯野教育長 ありがとうございます。他はよろしいですか。

(「はい」という声あり)

## 報告事項(2) 令和2年4月1日付け職員の人事の概要について

磯野教育長 報告事項(2)「令和2年度4月1日付け職員の人事の概要について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 報告事項(2)「令和2年4月1日付け人事異動の概要について」説明します。

教員の管理職人事については、3月6日の教育委員会会議第1回臨時会で議決いただきました。3月16日、各学校内示を行い、30日に辞令交付を実施、4月1日には、異動者がそれぞれ異動先に着任しました。各学校では、新年度の体制になったところですが、改めて人事の概要について報告します。

まず、1の異動総数ですが、小・中・高・特別支援学校合わせて1,223人、昨年度より5人増となっています。

また、2の新規採用者ですが、小学校89人、中学校75人、特別支援学校8人、市立高校4人の計176人で、昨年度より1人減となっています。その他に養護教諭8人、事務職員6人、栄養職員1人、合わせて15人を新たに採用しました。これにより、平成23年度以降、今年度までの10年間において、教員数の合計で1,809人の新規採用者を採用したこととなります。

次に、管理職の登用ですが、校長の新規登用数は28人、副校長の新規登用数は1人、教頭の新規登用数は43人で、昨年度より校長は18人減、副校長は1人増、教頭は18人減となっています。

4の再任用校長ですが、本年度は小学校5人、中学校5人を採用したところです。

また、5の管理職のうち女性管理職の数が、校長27人、教頭70人の計97人となり、昨年度より7人の増となっています。

女性管理職の割合は、6に示したように本年度は28.4%となり、昨年度に比べて増えています。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。よろしいですか。

小西委員 ありがとうございます。女性管理職の割合が非常に増えていて、男女共同参画が確実に進んでいるなど心強く思います。

1点気になったのですが、女性管理職の割合の中で、おそらく毎年、中学校は低い数字になっているのですが、これはもともと女性教員の数が少ないのか、それとも、やはり中学校は特有の管理職になりにくい何か障害があるのか、そのあたり分かる範囲で教えてもらえればと思います。

吉田教育職員課長 具体的な数字は、今申し上げることはできませんが、全般的に中学校は、男性教諭の割合が非常に多いというところです。女性校長の数も、昨年度1人が今年度2人という形で増えていますので、これからも増員する方向で検討して参りたいと思います。

小西委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかよろしいですか。

(「はい」という声あり)

### 報告事項(3) 令和元年度末における市立高等学校の進路状況について

磯野教育長 報告事項(3)「令和元年度末における市立高等学校の進路状況について」、千葉高等学校長、稲毛高等学校長の順に説明をお願いします。

遠藤千葉高等学校長 本校の学年構成は、普通科7クラス280人、理数科1クラス40人、合計8クラス320人が定員となっています。

それでは、令和元年度末における千葉高校の進路状況につい

て、報告をします。

5 ページの令和元年度千葉市立千葉高等学校進路概要をご覧ください。資料の左側の一番下、参考をご覧ください。

最初に、卒業生の人数及び進路決定状況について説明します。

令和元年度卒業生は、普通科 283 人、理数科 39 人、合計 322 人で、そのうち男子が 187 人、女子が 135 人と、この学年は男子生徒の多い学年でした。

続いて、資料右側の一番下、進路決定状況をご覧ください。

進学先としまして、大学、文系が 138 人、理系が 105 人、合わせて大学進学が 243 人、浪人・未定が 71 人でした。その他として 8 人となっていますが、内訳は、大学校 1 人、短大 2 人、専門学校 3 人、就職 2 人でした。就職をした生徒ですが、1 人が公務員、もう一人が民間企業で、いずれも目的意識を持って進路を決めています。

進路決定率は 78.0% となり、前年度は 68.7% でしたので、1 割近く増加したことになります。これは、来年度から大学入試が変わることから、現役志向が高くなったためと考えています。

次に、大学合格者数について報告します。資料の左側、一番上の表をご覧ください。

最初に国公立大学ですが、元年度の合格者は、現役 60 人、浪人 16 人、合計 76 人でした。北海道大学、筑波大学、信州大学などに合格しており、千葉大学は、現役が 36 人、浪人 4 人の合計 40 人で、昨年度に比べ、増加しました。浪人では、京都大学、信州大学等に合格をしています。国公立に合格した生徒のうちのほとんどは、その大学に進学をしています。今年度は 2 人が私立大学に進学をしています。

次に、私立大学です。私立大学は、国公立大学と違い、1 人の生徒で複数の合格を得ることができますので、合格者数は延べ数となっています。表には、主な私立大学として、受験者の多い 9 校を掲載してありますが、元年度の現役では、早稲田 23 人、慶應 4 人、上智 7 人、東京理科 25 人、以下ご覧のとおりとなっています。昨年度と比べ、9 校のうち 6 校で合格者が増加をしました。

次に、資料の右側をご覧ください。普通科・理数科それぞれの現役の大学合格者数を報告します。

国公立大学においては、普通科が57人と、その数を伸ばした一方、理数科においては3人と減少しました。なお、主な国公立大学、主な私立大学の合格者数についても、それぞれ記載していますが、千葉大の合格者数が2倍以上増加をしました。

次に、国公立大学の受験者及び千葉大学の受験・合格状況について報告します。

資料の右下、国公立大学受験者数をご覧ください。

国公立全体の中で、前期入試受験者数は134人と、前年度よりやや増えて、4割以上の生徒が国公立大学を受験したことになります。また、その中で千葉大学受験者が77人で、約6割を占めており、本校の多くの生徒が、目標としていることが分かります。資料の左下に、千葉大学受験状況・合格状況を掲載していますが、元年度は82人の現役生が受験し、36人が合格。合格率は43.9%となり、前年度よりかなり大きく上回りました。

最後に、市立高等学校の進路状況についてと題しまして、大学及び学部別の合格状況について、詳しく報告しております。後ほどご確認いただければと思います。なお、男女別には集計していませんが、例年男子は理系志望、国公立志望が、女子に比べるとやや高い傾向があります。また、理数科の生徒でも、毎年二、三人は文系の大学に進学します。

それでは、次に今回の大学入試結果の特徴について触れさせていただきます。

現役生の国公立大学合格者は60人でした。平成25年度までは、国公立大学の現役合格者数は、40人程度で推移していましたが、26年度以降は50人を超える合格者が出ています。今年度は60人を超えることができました。大学入試においては、知識だけではなく、より思考力が問われるようになってきている現状を踏まえ、全職員で授業改革や進学補習の改善に努めています。また、今後、ますます英語力の向上が求められて参りますが、今年度はALTの拡充予算を認めてもらえたため、2年生の英語表現の授業を少人数授業で展開することで、外国人とのコミュニケーションを増やし、効果的に英語4技能を育成することができるようになります。早く授業が再開できることを願っています。

以上で説明を終わります。

佐藤稲毛高等学校長 稲毛高校は、1学年当たり普通科が7クラス280人、国際教養科が1クラス40人、合計8クラス320人の構成になってい

ます。普通科7クラスのうち、2クラスは附属中学校からの進学生で、いわゆる内進生と呼んでいます。それ以外の5クラスについては、高校からの進学ということで、外進生となります。

それでは、資料8ページの進路決定状況の資料をご覧ください。

今年の春の卒業生は309人ということで、これには附属中学校の8期生80人が含まれています。このうち浪人・未定の25人を除いた284人の進路が決定しまして、進路決定率は91.9%でした。昨年度が86%でしたので、5%ほど増加しています。これは、先ほど市立千葉高校の校長先生からも報告がありましたが、来年度、大学入学共通テストに切り替わることも、大きく影響しているかと思われまます。

進路決定状況の内訳ですが、表の右下を見てもらいますと、大学の文系が213人、68.2%、理系が66人で21.4%、それ以外に短大はゼロ、専門学校が2人、ほかに海外の大学1人、これはドイツの大学に入学しました。また、留学準備が2人です。就職はありませんでした。

次に、大学の合格状況ですが、同じ資料の一番上の、大学合格者数、3年間の推移と見出しのあるものをご覧ください。

左上にあります国公立大学については、現役・浪人合わせて39人、うち現役が31人という結果になりました。数は、昨年度より少し減っています。本校は、私立志向が年々強まっているところですが、千葉大の合格者が昨年度より減少したことが要因ではないかと分析しています。昨年度は17人、今年度は12人です。また、東京大学への現役合格が1人、その他現役では、国際教養大学に3人、東北大に2人、横浜国立大学に2人合格するなど、良く健闘したと思っています。東大に合格した生徒ですが、これは内進生でして、決して勉強だけという生徒ではなく、文化祭等の学級活動にも大変熱心で、協調性や相手を思いやる気持ちを持ち合わせて、バランスの良さが際立った生徒でした。本校の附属中学校の教育の成果というのではないかと考えています。

次に、私立大学ですが、今年度は慶応大学の現役合格が、昨年の5人から6人に増加しました。早稲田大学については、昨年26人から23人へやや減少をしています。国際基督教大学は、昨年はゼロでしたが、今年は3人合格しています。また、いわゆるMARCHクラスですが、現役の合格者数が226人とい

うことで、昨年度は212人でしたので、14人ほど増加しています。

9ページ、10ページに詳細の資料をつけていますので、後ほどご覧いただければと思います。

全体の傾向としては、入学者選抜の結果を見ていますと、本校に入学する生徒のレベルが、年々高くなっているかなと思います。しっかりと進路ニーズに応じていきたいと考えています。

また、大学入試問題については、ますます思考力・判断力・表現力を評価する問題になってきています。大学入学共通テストでの記述式問題の導入は見送られましたけれども、新しい学習指導要領のもとで、「主体的・対話的で深い学び」の授業を目指して、授業改善を進めて、思考力・判断力・表現力を育成する授業をますます実施していきたいと思っています。

余談となりますが、今現在、コロナ対応で生徒が学校に来ていません。教員は、時間的余裕がありますので、校長自ら職員研修を企画して、先週は公務で役立つパワーポイント研修ということで、活用事例を私の経験からいろいろと若手を中心に指導しました。明日は第2弾として、数学の授業で役立つグラフ、それから図形の描画ソフト、こちらの活用の事例研修を企画しています。教員には、ICT活用で、生徒への遠隔授業という準備を進めてもらおうと考えているところです。

最後に、進路結果からは少し離れますが、本校が文部科学省により昨年度から3年間の指定を受けました、地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）では、総合的な探求の時間を軸に取組を深めるために、市内の大学や民間企業、それから行政、教育委員会の事務局等によってコンソーシアムを構築しました。また、1年生では、千葉市創生プロジェクトとして、地域課題解決に取り組む取組を行いまして、優れた取組を行った班が市長へのプレゼンテーションを実施して、市長賞をいただく結果となりました。今後は、これをゼミ活動へ発展させまして、いわゆる国連のSDGs、持続的な開発目標を意識した取組を実施していきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」という声あり）

## 報告第2号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

磯野教育長 次に、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に係る報告をお願いします。報告第2号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

片見教育改革推進課長 報告第2号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理しましたので、報告します。

資料の11ページに規則が掲載されていますが、参考資料の2ページをご覧くださいと思います。これが、今回改正を行った規則の新旧対照表になっています。

まず、前提の仕組みとしまして、千葉市では、低所得世帯の生徒に対して、千葉市育英資金を月額1万円支給しています。一方、千葉県でも、国公立高等学校等の低所得世帯の生徒に対し、国の補助事業を活用して、奨学のための給付金として支給をしています。その両方の受給をしている者については、千葉市で育英資金は、月額1万円になっていますが、そこから県の給付金の受給額を控除した金額を支給しています。要は、合わせて1万円になるように支給をしているというような仕組みになっています。このたび、県の奨学のための給付金の非課税世帯第1子への給付額が、8万2,700円から8万4,000円に変更になったということで、我々の規則の中で、その金額をそのまま書いているところがありますので、そこを改正するというものです。新旧対照表の第3条の(2)のところですが、こちらがまさに今申し上げたように、8万2,700円だったものが8万4,000円に変わるということで、その額を変更しています。

2点目が、第4条の(2)ですが、これは月額でもらえる金額ということになりまして、8万4,000円を12か月、12で割りますと7,000円になります。ですので、1万円から7,000円を引いた3,000円が、月額として支給されるということで、こちらについても変更しています。

最後に3点目ですが、本年4月、教育委員会組織規則の改正によりまして、市立高等学校に関する事務が教育指導課から教育改革推進課に変更になったことに伴い、6条2項にもありますが、審査委員会の委員についても、教育指導課長から教育改革推進課

長へと変更したところです。

変更内容については、以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

### 報告第3号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

磯野教育長 報告第3号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 報告第3号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」です。

千葉市立学校職員服務規程の一部改正について、臨時代理により処理しましたので、報告します。参考資料で説明します。

まず、1の改正の趣旨ですが、1点目としまして、令和2年4月1日から育児休業及び配偶者同行休業に伴う任期付職員の運用を開始することに伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものです。

次に、2点目としまして、本年4月からの会計年度任用職員制度導入に伴いまして、当該職員の服務についても、規定するものです。

最後に、3点目ですが、特別休暇の事由の名称変更及び休暇の事由の新設に伴い、特別休暇願の様式を改めるものです。

2番目の、改正内容ですが、1点目は、身分証明書を携帯すべき職員から除外する職員に、育児休業及び配偶者同行休業に伴う任期付職員を加えるものです。

次に、2点目は、会計年度任用職員の服務については、市立学校に勤務する正規職員の例による旨を定めるものです。

最後に、3点目ですが、申請時に参照する特別休暇願、裏面の備考欄について、次のとおり改正するものでして、アとしまして、特別休暇の事由の名称を震災、風水害、火災その他これらに類する災害による交通しや断を出勤困難に変更し、イとしまして、特別休暇の事由に不妊治療を追加するものです。

3の施行年月日ですが、令和2年4月1日とします。

説明は以上になります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。よろしいですか。

以上で本日の議事日程記載の案件に係る審議が終了しました。  
委員の皆さん、ここまででその他として何かご意見、ご質問等  
ありますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

## 9 その他

- (1) 第5回定例会は、事務局において日程を調整し、5月25日 月曜日 午後2時  
からとした。

## 10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言